

法 学 第 550 号  
平成 28 年 9 月 13 日

各 私 立 学 校 設 置 者  
各 私 立 学 校 校 長 } 様  
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な  
行為に関する調査結果等及び「教科書発行者行動規範」の制定について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

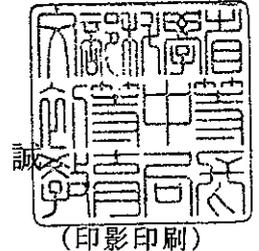
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

28文科初第806号  
平成28年9月9日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
殿  
附属学校を設置する各国立大学法人の長  
学校設置会社の学校を所轄する構造改革特別区域  
法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
藤 原



高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為に関する調査結果等及び「教科書発行者行動規範」の制定について（通知）

高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為に関し、教科書発行者による内部調査の結果に基づいて、先般、都道府県教育委員会等に対して情報提供を行い、教科書採択への影響等について調査を依頼したところですが、本日、その調査結果を取りまとめ公表しました。

調査結果においては、該当のあった全ての都道府県教育委員会及び高等学校等から、教科書採択は公正に行われており、教科書採択の結果に対する不当な影響はなかった旨の報告を受けておりますが、一方で、教科書採択を巡っては、昨年度来、今般の調査結果によるものも含めて、その公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為が相次いで明らかとなっており、全ての児童生徒が必ず用いることとなる教科書に対する信頼を大きく揺るがしかねない事態に至っていることは、極めて遺憾であります。

特に公立の高等学校等において使用する教科書については、高等学校等ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、各高等学校等の希望を聴取した上で教育委員会が採択を行うことが通例となっていることから、今般の事案を受けて、採択権者（公立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会、国立学校及び私立学校にあっては当該学校の長）においては、高等学校用教科書の採択結果やその理由等について説明責任を十分に果たし、公正性・透明性を確保することが肝要となります。



とりわけ、今般の調査結果により不適切な行為が確認された高等学校等に関しては、当該高等学校等及び当該学校を所管する教育委員会により、在籍する生徒やその保護者、さらには地域住民等に対して、教科書採択の結果や理由等について適切に説明責任を果たすことが必要です。

加えて、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」（平成 28 年 7 月 6 日付け初等中等教育局長通知）において通知したとおり、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）を改正し、平成 29 年度に高等学校等において使用する教科書に限り、都道府県教育委員会から文部科学大臣に対する需要数の報告期限を本年 10 月 31 日まで延長していることから、国立学校及び私立学校において使用する教科書も含めて、全ての採択権者において、改正の趣旨も踏まえて、自らが管轄する域内及び高等学校等における不適切な行為の有無あるいは今般公表した調査結果等も勘案した上で、平成 29 年度に使用する教科書の採択を自らの権限と責任において公正かつ公平に行うようお願いいたします。

今般の調査結果において、不適切な行為が確認された高等学校等における教科書採択の結果等の公表状況及び平成 29 年度に使用する教科書の採択結果については、当該教科書の需要数の報告期限である本年 10 月 31 日以降、別途報告を依頼する予定としておりますので、あらかじめ御承知置きください。

また、昨年度来、明らかとなっている教科書発行者による一連の不適切な行為を受けて、一般社団法人教科書協会が「教科書宣伝行動基準」の見直しに向けた検討を行っていたところですが、より実効的な自主規範として「教科書発行者行動規範」が制定され、本日、文部科学大臣に対してその旨の報告がありましたので、同行動規範について、全ての教育委員会関係者、全ての学校関係者に対して周知いただくようお願いいたします。

特に、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成 28 年 3 月 31 日付け初等中等教育局長通知）において通知したとおり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは大きな意義を有するものと考えておりますが、一方で、当該意見聴取が不適切な形で行われ、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるようなことはあってはならず、教員等が教科書発行者による不適切な行為に関与又は荷担することのないようくれぐれも御注意いただくとともに、万が一、行動規範に違反する行為その他の教科書発行者による不適切な行為を確認した場合には、速やかに文部科学省に対して情報提供を頂きますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容等について周知をお願いいたします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576